

障害者多数雇用中小法人に係る法人事業税不均一課税計算書

法人名		年 月 日から 年 月 日まで									
法人事業税の計算		①	大阪府分の課税標準額（円）	②	税率/100	③	税額（円） （①×②）	④	軽減税率 ②×1/10	⑤	軽減税率適用税額（円） （①×④）
地方税法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業	所得割	年400万円以下の金額									
		年400万円を超え年800万円以下の金額									
		年800万円を超える金額									
		計									
	軽減税率不適用法人の金額										
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	収入割	収入金額									
	所得割	所得金額									
	収入割	収入金額									
法人事業税の合計						⑥				⑦	
条例第9条第3項の表の下欄に定める金額（円）										⑧	
法人事業税額の10分の9に相当する金額（円）（⑥－⑦）										⑨	
⑨欄の金額が⑧欄の金額より大きい場合に適用する税額（円）（⑥－⑧）										⑩	
障害者多数雇用中小法人に係る法人事業税の税率等の特例適用後の税額（円）										⑪	

注意 令和2年4月1日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、地方税法第72条の2第1項第2号とあるのは、地方税法等の一部を改正する等の法律（令和2年法律第5号）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の地方税法第72条の2第1項第2号をいいます。

<この計算書の記載方法について>

1	この計算書は、大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例（以下「ハートフル税条例」といいます。）第2条第3号に規定する障害者多数雇用中小法人に該当する法人が、同条例に係る税額の軽減を受けようとする場合に作成し、法人府民税・事業税・特別法人事業税の申告書（第6号様式又は第6号様式（その2））と併せて提出するために使用します。
2	この計算書の①「大阪府分の課税標準額」の各欄には、法人府民税・事業税・特別法人事業税の申告書（第6号様式又は第6号様式（その2））の事業税の「課税標準」欄に記載した金額を転記してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、第10号様式の事業税の「分割課税標準」の欄の大阪府分の金額を転記してください。
3	②「税率」の各欄には、ハートフル税条例に係る法人の事業税の税率等の特例の適用がない場合に適用する税率を記載してください。また、③「税額」の各欄には、①欄の金額に②欄の率を乗じた金額（百円未満の金額がある場合はその金額を切り捨ててください。）を記載してください。
4	④「軽減税率」の各欄には、②欄に記載した税率に10分の1を乗じて得た率を記載してください。また、⑤「軽減税率適用税額」の各欄には、①欄の金額に④欄の率を乗じた金額（百円未満の金額がある場合にはその金額を切り捨ててください。）を記載してください。
5	⑥欄には、③各欄の合計額を、⑦欄には、⑤各欄の合計額をそれぞれ記載してください。
6	⑧欄には、条例第9条第3項の表の下欄に定める金額（軽減に係る上限額、「障害者多数雇用中小法人確認結果通知書」の「条例第9条第3項の表の下段に定める金額」欄の金額）を記載してください。この場合、事業年度が1年に満たない場合は月数に応じて計算した金額を記載することになりますので、ご注意ください。
7	⑨欄には、⑥欄の金額から⑦欄の金額を差し引いた金額を記載してください。
8	⑩欄には、⑨欄の金額が⑧欄の金額より大きい場合にのみ、⑥欄の金額から⑧欄の金額を差し引いた金額を記載してください。
9	⑪欄には、⑩欄の金額の記載がある場合には、⑩欄の金額を記載してください。⑩欄の金額がない場合には、⑦欄の金額を記載してください。また、この⑪欄に記載した金額を法人府民税・事業税・特別法人事業税の申告書（第6号様式又は第6号様式（その2））の「合計事業税額」欄に転記して申告してください。